

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

#### ■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

#### ■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

#### ■教育・啓発

#### ■調査研究の推進

#### ■人材の確保

#### ■民間団体援助

#### ■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

#### ■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

#### ■支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター  
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員  
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設  
(旧名：婦人保護施設)

#### 民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援  
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

### 売春防止法

#### 第1章 総則

(主な規定)

第1条 目的

第2条 定義

第3条 売春の禁止

#### 第2章 刑事処分

(主な罰則)

第5条 勧誘等

第6条 周旋等

第11条 場所の提供

第12条 売春をさせる罪

#### 第3章 補導処分

(主な規定)

第17条 補導処分

第18条 補導処分の期間

第22条 収容

廃止

#### 第4章 保護更生

(主な規定)

第34条 婦人相談所

第35条 婦人相談員

第36条 婦人保護施設

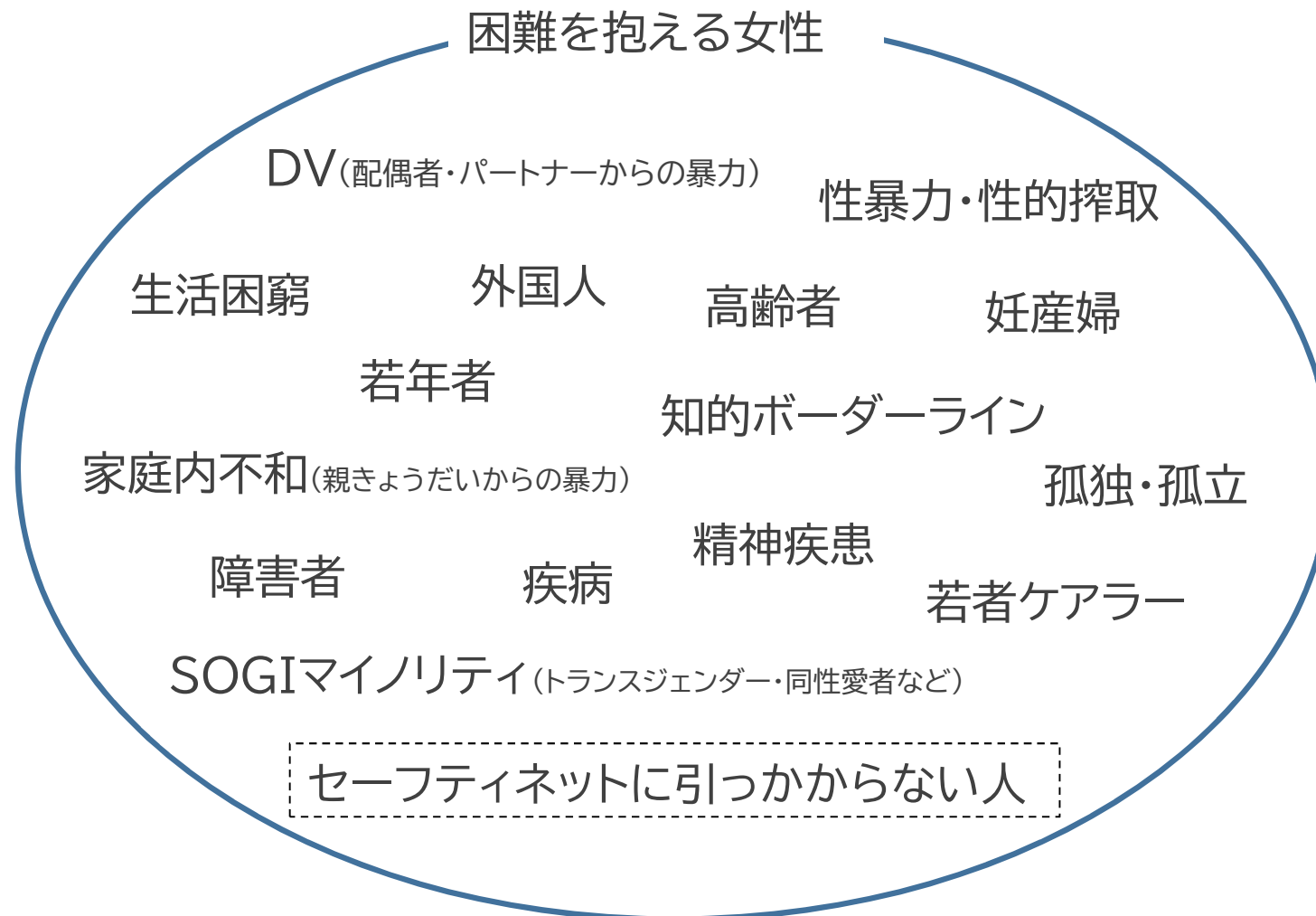
第38条 都道府県及び市の支弁

第40条 国の負担及び補助

存続

## 「困難な問題を抱える女性」に該当するのは？

- ➡ 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)



# 当課が所管する「女性」に特化した事業

## 女性・DV相談支援センターにおける相談事業「女性のなやみ相談」

専門相談員を有するDV以外の女性からの一般的な悩みの相談にも対応している。

- ・月～土 10：00～12：00／13：00～16：00（面接相談・電話相談）
- ・水・金 17：00～20：00（電話相談）

\* 面接相談は要予約

\* 土曜日の相談は原則として「女性のなやみ相談」のみ



048-963-9176（月～金）

048-970-7415（水金夜間・土）

## 女性のための法律相談

DV、家族問題やセクハラ、相続など、女性からの法律に関する相談に女性の弁護士が対応する。実施前にセンター相談員とのインテーク面接が必要。

- ・毎月第4土曜日 14：00～16：00（予約制・1枠30分）※予約は平日昼間の相談の電話番号へ

## 女性自立支援事業「はればれ越谷」

女性の自立支援に関する事業を実施する市民団体等に助成金を交付し、市が所有する自立支援施設「はればれ越谷」において講座等の開催、相談カウンセリング、子どもの学習支援などを実施している。

## 「ほっと越谷」困難を抱える女性を支援するための事業

第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画の採択事業。さまざまな困難を抱えた女性が長期的展望をもって生活できるように支援する講座等を実施する。